

公益財団法人日本フィランソロピック財団
第3回「FCC 災害用キッチンカー基金」普及・啓発支援プログラム
よくあるご質問

【項目】Q1：対象事業について

Q2：応募方法、補助金や助成金等の活用について

Q3：助成対象の経費について

Q4：その他

Q1：対象事業について

1-1 助成対象となる事業はどのようなものですか？

A：以下のいずれかに該当する事業です。

- ① 日本国内での「災害用キッチンカーを含む災害対応車両」の普及・啓発にかかる事業
- ② 「災害対応車両」の被災地への出動事業（出動することが普及・啓発に繋がるとみなします）両方への応募も可能です。申請はそれぞれ別に行ってください。
また、本助成プログラムでは1団体につき最大2申請まで可能です。①と②を1件ずつ、①を2件、②を2件いずれの申請も認められます。

1-2 普及・啓発事業にはどのような活動が含まれますか？

A：例として以下のようないくつかの活動が該当します。これ以外の活動も対象となる場合があります。申請事業が該当するかどうか不明な場合は、財団事務局までお問い合わせください。

- ・セミナーや研修事業
- ・チラシ・パンフレット制作・配布等による広報事業
- ・地域の災害対応車両の配車に必要なシステム開発
- ・復興イベントでの災害用キッチンカー活用

1-3 被災地への出動事業の条件はありますか？

A：以下の条件を承諾する必要があります。

- ・計画未実施または規模縮小時は、未使用分の助成金を返金すること
- ・事業終了後、出動先自治体が発行する活動証明書の写しを提出できること

1-4 災害対応車両とは具体的に何を指しますか？

A : 災害対応車両登録制度の定義に準じます。キッチンカーのほか、トイレカー、シャワーカーなどを含みます。

(参考) 災害対応車両登録制度 D-TRACE <https://pr.d-trace.go.jp/> (内閣府 web サイト)

1-5 車両を保有している必要はありますか？

A: 必ずしも保有している必要はありません。車両リース利用による事業実施も対象となります。ただし、事業計画において車両の確保方法を明記してください。

1-6 不採択になった場合でも事業を実施する必要がありますか？

A : その必要はありません。団体の状況により団体で判断してください。

Q2 : 応募方法、補助金や助成金等の活用について

2-1 複数の事業を一つの応募で申請できますか？

A : 1事業 1応募で申請してください。なお、1団体につき最大2申請まで可能です。

2-2 ほかの助成金との併用はできますか？

A : 併用は可能です。ただし、他の助成金で計上している同一経費の二重計上はできません。

応募事業が公的な受託事業の場合や、併用先の助成金や補助金で併用ができない場合も対象外です。併用する場合は併用先のルールもよく確認してください。

Q3: 助成対象の経費について

3-1 車両にかかる費用は計上可能ですか？

A : 車両のリース料や燃料費などのうち、事業実施に必要な費用は助成対象経費として計上可能です。ただし、車両の購入費や整備費など固定資産の増加につながる費用は助成対象外です。

3-2 2件の申請事業が採択された場合、助成金額はどうなりますか？

A : それぞれの事業で上限100万円まで助成されます。最終的な助成金額は提出書類や協議により決定します。複数の事業で採択された場合は、助成契約書の締結、事業完了報告書の提出等は助成事業それぞれを対応してください。

3-3 対象となる経費に制限はありますか？

A : 災害対応車両の購入費や整備費は対象外です。そのほか、非営利法人以外による固定資産の購入や、団体運営費など、募集要項の「注意事項」に記載の費用は対象外となる場合があります。

外部への諸謝金と外部委託費は合計した金額が申請額の 50%を上限とします。管理費（附帯事務費）は申請額の 5%を上限とします。

3-4 複数の助成金を受け取った場合、経費の按分方法について教えてください。

A : 二重計上をしないように十分ご留意ください。

必要に応じて助成金に計上した費用の領収書など支払いにかかる証憑を提出していただきま
す。支払いにかかる証憑は適切に保管し、助成事業終了後の報告時には、財団からの求めに応
じて提出できるようにしてください。

Q4: その他

4-1 選考結果の発表後、正式な契約締結や助成金の支払いまでの具体的な流れを教えてください。

A : 選考結果を各団体に通知後、採択となった団体へは、助成契約の締結に関するご案内を差し
上げます。助成金の支払いは助成契約の締結後となります。助成期間開始後であっても、助成
契約の締結が未だの場合は、助成金は支払われず、助成契約の締結後の支払いとなります。

4-2 助成金を返還する場合を教えてください。

A : 応募事業が助成期間内に実施されなかった場合は、助成金は全額返還となります。

災害対応車両の被災地への出動事業も、計画未実施または規模縮小時は未使用分の助成金を返
金してください。

応募事業の決算で余剰金が出た場合は余剰分を返還ください。ただし、余剰が 1,000 円未満
となった場合は返還不要となります。

会計報告時に使用実態が不明と判断された費用は、助成金の計上可能な費用としては認められ
ない場合があります。認められない分は返還となります。

応募に関してのお問い合わせは、当財団の代表メールアドレスにお送りください。2026 年 2 月 24 日
(火) 午前 9:00 までの受付です。

代表メールアドレス : info (アットマーク)np-foundation.or.jp *(アットマーク)を@に変更してください

お問い合わせメールは、件名を「FCC 災害用キッチンカー基金_普及・啓発支援プログラム」として、団
体名、担当者名、担当者の電話番号を必ず記載ください。ご回答には数日いただく場合があるため、時間
に余裕をもってお問い合わせください。

以上